



2025 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨンドシーホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 増 田 英 紀
(コード番号 8008 東証プライム市場)

問合せ先 常務取締役常務執行役員 西 村 政 彦
財務担当
(TEL. 03 - 5719 - 3295)

役員向け株式給付信託への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2025 年 7 月 28 日
(2) 処分株式数	普通株式 32,100 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,738 円
(4) 処分総額	55,789,800 円
(5) 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役（社外取締役除く）、当社の主要グループ子会社（以下、「対象子会社」といい、当社及び対象子会社を併せて、「対象会社」という）の取締役及び監査役（社外監査役を除く）を対象者とする「役員向け株式給付信託」（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」という。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という）を導入しております。

本制度の導入については、2018年5月17日開催の当社第68回定時株主総会及び2018年5月末までの対象子会社の定時株主総会においてご承認いただき、2021年5月27日開催の当社第71回定時株主総会において、一部改定のうえ継続することにご承認をいただいております。（本制度の概要につきましては、2021年4月12日付「取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。）

本日開催の取締役会において、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれ

る株式を本信託が取得するため、本信託に対して金銭の追加拠出（以下、「追加信託」という）を行うこと及び本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対して本自己株式処分を行うことを決定いたしました。

処分数量につきましては、対象会社がそれぞれ制定した株式給付規程に基づき、第76期事業年度（2025年3月1日～2026年2月28日）を評価期間とし付与すると見込まれる株式数の一部に相当するものであり、2025年2月28日現在の発行済株式総数24,331,356株に対し0.13%（2025年2月28日現在の総議決権個数215,324個に対する割合0.15%、いずれも小数点以下第3位を四捨五入。）となります。当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値の増大に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

本信託契約の概要

名	称	役員向け株式給付信託
委	託	者
受	託	者
		株式会社りそな銀行
		株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受	益	者
信	託	管
理	人	当社と利害関係を有しない第三者
信	託	の
種	類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本	信	託
契	約	の
締	結	日
		2018年11月28日
信	託	の
期	間	2018年11月28日から本信託が終了するまで
		（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。）

本信託契約の追加信託の概要

追	加	信	託	日	2025年7月28日
追	加	信	託	金	55,789,800円（注）
取	得	す	る	株	式
の	種	類			当社普通株式
取	得	株	式	数	32,100株
株	式	の	取	得	日
					2025年7月28日
株	式	の	取	得	方
					法
					当社自己株式の第三者割当により取得

（注）本信託は、今回の追加信託に係る金銭50,000,000円及び信託財産に属する金銭9,359,547円の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度の継続を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」という）の直前営業日（2025年7月9日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という）における当社株式の終値である1,738円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1ヶ月間（2025年6月10日から2025年7月9日）の終値の平均値である1,727円（円未満切捨て）からの乖離率は0.64%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3ヶ月間（2025年4月10日から2025年7月9日）の終値の平均値である1,741円（円未満切捨て）からの乖離率は▲0.17%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6ヶ月間（2025年1月10日から2024年7月9日）の終値の平均値である1,792円（円未満切捨て）からの乖離率は▲3.01%（小数点以下第3位を四捨五入）となっていることから、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（3名にて構成、うち2名は社外取締役）が、割当予定先に特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上